

てくのかて

令和6年6月1日からの定額減税の仕組み

■令和6年6月1日からの定額減税とは

定額減税の目的は、賃金の上昇率が物価の上昇率に追いついていないために生じた差を解消することです。給与は上がりましたが、物価上昇により生活が苦しくなる事態が発生しています。この格差を埋めるため、令和6年度税制改正により、同年分の所得税について、特別控除としての定額減税が実施されることになりました。

■所得税の定額減税

■実施日：令和6年6月1日以後

■対象者：令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年の所得税にかかる合計所得金額が1,805万以下の人。また扶養控除申告書を提出している人。

■控除額：定額による所得税額の定額減税額は次の金額の合計額です。

①本人（居住者に限ります）

30,000円

②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります） 1人につき 30,000円

※同一生計配偶者とは合計所得金額は48万円（103万円）以下の人になります。

※控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

例）本人・配偶者・扶養親族×1、年少×1の場合・・・120,000円（3万円×4人）

■給与所得者：

	控除額	控除額	控除額 納税額	納税額	納税額	納税額	年末調整
令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

■住民税の定額減税

■実施日：令和6年6月1日以後

■対象者：令和6年分住民税の所得割の納税義務者で、令和5年の合計所得金額が1,805万以下の人。

■控除額：定額による住民税の定額減税額は次の金額の合計額です。

①本人（居住者に限ります）

10,000円

②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります） 1人につき 10,000円

※同一生計配偶者とは合計所得金額は48万円（103万円）以下の人になります。

※控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

例）本人・配偶者・扶養親族×1、年少×1の場合・・・40,000円（1万円×4人）

■給与所得者：
（特別徴収）

	納税額 0円	納税額	納税額	納税額	納税額	納税額
令和6年	6月	7月	8月	9月	令和7年 4月	5月

『てくのかて』は、知っている方、知らない方を問わず、ITに関する色々な疑問???や、テクノ産業から皆さまにお伝えしたいことなどを配信したいと考えております。

-お問合せ先-

TEL 0287-62-6010 FAX 0287-62-8998

E-mail : techno@tecowl.co.jp

2024年5月 テクノ産業の休日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

田んぼに
水が入った風景てくのぉ！
朝日が田面に反射してとても
きれいで幻想的てくのぉ！
カエル🐸たちも元気に合唱してくのぉ！
会社の周りにキジ🐓がケーンケーンブルブル！
鳴いているてくのぉ！5月は気温が30°になる
日のあるので体調管理には万全にてくのぉ！



株式会社 テクノ産業

〒325-0033 栃木県那須塩原市埼玉371-8
URL : <https://www.tecowl.co.jp/>

- 那須高原のIT工房 -

■定額減税の控除例（月次減税事務の手順）

例）妻と大学生の息子、小学生の娘の扶養する給与所得者の場合（減税対象は4人）

□定額減税の額・・・所得税：120,000円 住民税：40,000円

◇所得税：100,000円（7月、12月の賞与分を含む）／年 住民税（所得割）：36,000円／年

令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
定額減税：120,000円			賞与分					
所得税計：100,000円	給与分	給与分		給与分	給与分	給与分	給与分	年末調整
控除前の税額	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
控除後の税額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※控除しきれなかった分は年末調整で所得税額の限度として控除して、残りは給付措置が行われる見込みです。

令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	令和7年5月まで
定額減税：36,000円								
所得税計：40,000円	給与分	給与分	給与分	給与分	給与分	給与分	給与分	
控除前の税額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
控除後の税額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※控除しきれなかった分は給付処置が行われる見込みです。

■控除後の事務処理

■給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払い者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方に交付する急所支払い明細書の適宜の所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を定額減税xxx円など表示します。

支給月	部門コード	氏名	株式会社 テクノ産業
2024年06月分	3	3006 テクノ 太郎	
基本給	180,000		業務管理 20,000
健康保険料	12,000		
定額減税	-3,620		
保険料合計	32,200		所得税 3,620 住民税 8,000
定額減税	-3,620		
所定労働日数	出勤日数	出勤時間	欠勤日数 特別休日 有給休日 有給休日残
遅早時間	早出残時間	普通残時間	深夜残時間 休日残時間

■納付書の記載と納付等

隔月の月次減税事務の終了後、納付書に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合は期限まで納付します。

摘要欄への定額減税に画する事項の記載は不要です。また、納付額が0円でも納付書は提出します。

〔記載例〕＜納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）＞

納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。

△△市〇〇町4-5-6
〇〇〇〇 株式会社

合計額 398,450
源泉徴収税額 398,450

年調減税事務の手順

■基準日在職者に該当しない人（以下の人は年末調整時に年調減税を行うことになります。）

- ▷令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）。
- ▷令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人。
- ▷令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人。

■源泉徴収票の記載例

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「（摘要）」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済xxx円」と記載します。

源泉徴収時所得税減税控除済120,000円、控除外額0円

今回の内容は、国税庁の給与等の源泉徴収事務に係る令和6年所得税の定額減税のしかたから一部を抜粋したものになります。年末調整に関する事項は令和6年9月以降に掲載される予定です。

〔記載例〕＜年末調整を行った一般的な場合＞

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

△△市〇〇町1-2-3

ヤマカワ タロウ
山川 太郎

給料 7,770,000 5,893,000 2,881,300 44,500

源泉徴収時所得税減税控除済120,000円、控除外額0円